2021年5月 「東京の日本語教育を考える会」

	T	T	T
質問項目	都民ファーストの会東京都議団	東京都議会自由民主党	都議会公明党
1. 東京都として多文化共生と日本語を母語としない子どもの教育に関して体系的な指針を出すことについて都立高校入試ではある程度の施策充実はありましたが、小中高校での受け入れ条件は、まだまだ不十分です。外国につながる子どもたちの教育について包括的で体系的な教育指針を出すことが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。	包括的で体系的な教育指針を出す指針を出すことに賛成です。 議会でも、東京都が作成している日本語指導のための児童生徒用テキストでは不十分であることと、校長による日本語教育が必要な生徒数の調査が不十分であることを指摘し、愛知県や神奈川県の調査の実例を踏まえて、生徒数を改めて調査するとともに、日本語教育JSL評価参照枠を参照したうえで教育に必要な授業時間数を算出、令和3年度に予算化することを要望しました。	東京都における教育振興の基本計画である「東京都教育ビジョン(第3次)」の主要施策10「子供達一人一人に応じた手厚い支援体制の構築」の中で、就学した外国人児童・生徒が学校の環境に適用できる支援をする、ということが明記されています。この目標達成に向けて、着実に取り組んでいく必要があると考えています。	本年3月、都は教育施策大綱を発表し、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を目指します。このため都は、学校が様々な国や地域にルーツを持つ子供が共に学ぶことが当たり前の環境となり、多様な悩みを抱える子供たちを支えながら、一人ひとりの違いを個性として受け止め、それぞれが自ら伸びようとして受け止め、それぞれが自ら伸びようとしています。都議会公明党としても、この大綱を踏まえて多文化共生社会における教育の充実を推進してまいります。
2、東京都教育委員会として、日本語を母語としない子どもの教育の専門部署を設置することについて 日本語を母語としない子どもの教育に関しては、区市町村やNPO・NGOとの連携や、就学・編入、通訳派遣、日本語指導、教材作成、教育相談、教員研修、高校進学等、都教委の各担当部署に横断的に係わる業務があります。これらの各種の情報収集・指針の策定、発信等、多岐にわたる業務をワンストップで受け止め、各担当部署と連携して実施する専門部署が不可欠になっています。特に「特別の教育課程」の実施は、担当者なしには動きません。「政策を作り運用する権限をもつ部署」を設置する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。	私が、前段の質疑を作成した時には、東京都教育庁指導部の主任指導主事が対応してくれましたが、先行する自治体並みの取組みをするには、専門部署の設置は不可欠だと思います。	現在、東京都教育相談センターが、在京外国人児童生徒への教育相談に関するワンストップサービスセンターとして、学校生活や進学に関する情報提供・助言等の教育相談を実施しています。こうした対応に加え、在京外国人児童生徒への教育に関して具体的な課題を抱えた学校を支援できるよう、東京都と区市町村、それぞれの教育委員会の関連部署が十分に連携を取って対応することが重要であると考えています。	が議員提出条例として成立しました。この中 で、こども施策を総合的に推進する体制の整
3、小中学校の日本語教育について 日本語がわからないために学校の中で困っている子どもたちは年々増加しています。文部科学省も2014年度から日本語指導が必要な児童生徒を対象として、学校教育の中での「特別の教育課程による日本語指導」の方針を掲げています。また2019年6月には学校教育での日本語教育充実を含めた「日本語教育の推進に関する法律」が成立しました。従来から東京都の制度としてある小学校・中学校の日本語学級を一層拡大することを含め、都内のどの地域にいても日本語教育を十分受けられることが必要との意見がありますが、いかがお考えでしょうか。	日本語能力が十分でないまま公立小中学校で過ごす外国人児童生徒が少なくないと考えます。 議会でも、「東京の日本語教育を考える会」の調査結果を引用し、都内の外国人児童生徒数が国内で三番目に多いにもかかわらず、小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数の割合が、他道府県に比較して低いことを示し、各学校において一層きめ細かに実態を把握するべきと訴えました。	小中学校における日本語教育については、国の制度を踏まえつつ、日本語指導の必要な児童・生徒の数やその動向、必要な施設や設備の状況を把握するとともに、通常学級の状況、「特別の教育課程」における日本語指導の実施状況などを総合的に勘案して、学校、区市町村、都の教育委員会が互いに連携し、児童・生徒の多様な状況に応じた適切かつ効果的な日本語教育の拡充に努めていくことが重要であると考えています。	めに、都は教員の研修体制の強化や日本語教育の支援を行っている関係機関・団体等と連携し区市町村をサポートすべきと考えます。
4、日本語を母語としない子どもの都立高校進学について 在京外国人枠は少しずつ拡大されてきましたが、2021 年度現在8校155名です。2021年度は受検者209名・合格138名・倍率1.51倍です。 都立高校で「在京外国人入試枠」をもつ高校の拡充、枠の対象者の拡大、入学検査方法の改善、高校の指導体制の充実等が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。	受験の際に、各教科の実力以前に、日本語ができるかどうかが重視されてしまう背景に、現在の都立高校では、日本語ができないと十分な教育ができないという現状があります。受験の見直しと同時に、都立高校の多言語対応も同時に進める必要があります。 議会でも、平成三十年度の調査を引用し、日本語指導が必要な高校生などの中退、非正規就職率、進学も就職もしていない者の割合が高いことを示し、対策を求めました。	校、南葛飾高校、府中西高校、そして専門学科高校として六郷工科高校、杉並総合高校に、順次、日本語を母語としない生徒の募集枠を設けてきています。そして、令和3年度入学者選抜では、六郷工科高校で募集人員が5名増え、全8校で募集枠は合計155名となっています。 こうした在京外国人生徒の募集枠を設けている学校の応募状況を踏まえつつ、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒	試枠を数次にわたり拡充してきました。20 18年度には工業科が新たに加わり、202 0年度には総合学科が追加となり、倍率も全 日制普通科に近づいてきました。今後も、3 様な学科の追加など拡充を目指すとともに、 入試制度の改善についても議論してまいります。 さらに、高校の指導体制についても、現在、 NPOや大学などとの連携による学習支援 や効果的な指導方法などについて検討を行っていますので、更なる充実に向けて取り組 んでまいります。

力を的確に把握することが重要であると考えています。

質問項目	日本共産党東京都議会議員団	東京都議会立憲民主党	無所属東京みらい
1. 東京都として多文化共生と日本語を母語としない子どもの教育に関して体系的な指針を出すことについて 都立高校入試ではある程度の施策充実はありましたが、小中高校での受け入れ条件は、まだまだ不十分です。外国につながる子どもたちの教育について包括的で体系的な教育指針を出すことが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。	日本語を母語としない子どもたちの教育を受ける権利を保障するために、東京都の教育としてしっかり位置づけ、小中等教育や特別支援学校などで、どのような条件整備をおこなっていくのか、具体的な方向性を示す必要があると考えます。そのため、実態調査を都として行う必要があります。	賛成です。 2019年3月28日に策定された「東京都教育ビジョン(第4次)」のP50では、「増加する外国人児童・生徒等に対する日本語指導を充実させる」とありますが、外国人児童に対する個別施策については、ほとんど言及がありません。 ご質問にもあるとおり、包括的で体系的な指針について、検討していくことも必要ではないかと考えています。	賛成です。 日本語を母語としない児童生徒にとっても、 暮らしやすい、学びやすい環境を整えていくこ とは、国際都市である東京都の責務であると考 えます。2021年3月に示された「東京都教育施 策大綱」に示した「誰ひとり取り残さない」と いう目標を達成できるように、体系的に施策を 構築し、進めていくための指針が必要です。
2、東京都教育委員会として、日本語を母語としない子どもの教育の専門部署を設置することについて 日本語を母語としない子どもの教育に関しては、区市町村やNPO・NGOとの連携や、就学・編入、通訳派遣、日本語指導、教材作成、教育相談、教員研修、高校進学等、都教委の各担当部署に横断的に係わる業務があります。これらの各種の情報収集・指針の策定、発信等、多岐にわたる業務をワンストップで受け止め、各担当部署と連携して実施する専門部署が不可欠になっています。特に「特別の教育課程」の実施は、担当者なしには動きません。「政策を作り運用する権限をもつ部署」を設置する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。	早急に設置すべきです。この間と教委には繰り返し 専門部署の設置を求めていますが、窓口は主に進学相 談となっており、総合的な部署がワンストップで相談 に乗ることが必要です。 外国人教育を推進し、研究や情報収集と提供ができ、 保護者や本人、教職員や学校、区市町村からの相談に 応じられる専門部署の設置は必至です。	賛成です。 私たちは、2018年の文書質問でも、「教育委員会には政策をつくり運用する部署がない」として「今後、政策の充実のための部署の設置」を求めました。 これに対して、都からは、12月4日の本会議で「今後とも組織間の連携を密にし、より一層きめ細かい対応に取り組んでいく」との答弁がありました。	賛成です。 東京都では、多文化共生社会づくりを目的に 「一般財団法人 東京都つながり創生財団」が 新たにつくられました。その所管である生活文 化局と教育委員会とのより一層の連携が必要と なります。そういった意味で、教育委員会の中 に新たに部署を設けるべきか、あるいは本財団 の中に設けるべきかという課題は残るものの、 日本語を母語としない方々への教育を専門的に 取り扱う部署が必要であると考えます。
3、小中学校の日本語教育について 日本語がわからないために学校の中で困っている子どもたちは年々増加しています。文部科学省も2014年度から日本語指導が必要な児童生徒を対象として、学校教育の中での「特別の教育課程による日本語指導」の方針を掲げています。また2019年6月には学校教育での日本語教育充実を含めた「日本語教育の推進に関する法律」が成立しました。従来から東京都の制度としてある小学校・中学校の日本語学級を一層拡大することを含め、都内のどの地域にいても日本語教育を十分受けられることが必要との意見がありますが、いかがお考えでしょうか。	都教委は現状では日本語学級の設置は区市町村まかせにしています。毎年都として自治体向けに説明をおこなっているようですが、不十分です。2020年度は、小学校22校、中学校19校、義務教育学校1校です。また中学校の数字は、夜間中学の日本語学級を含みます。 居住地にかかわらず必要な子どもが十分な指導を受けられるよう、都が先頭にたち「指針」の作成をはじめとする制度、体制を拡充すべきです。	重要なことは、特別な教育課程による日本語指導が実施されることだと考えます。 私たちは、2019年2月26日の本会議の代表質問でも、「今後も、日本に滞在する外国人が増加する中で、小中学校における日本語を母語としない児童生徒の教育をより一層充実させる必要がある」と述べ「日本語教育の体制を強化」を求めました。	区市町村と連携し、より一層の充実を図るべきです。 日本語を母語としない方々にとって、地域コミュニティへの参画したり、また人生を描くにあたって、まず教育の機会が確保されることは重要です。日本語を母語としないことによって、その機会が奪われている現状は変えるべきものです。 東京都としては、予算面での支援のみならず、教育内容や指導ノウハウも含めた広域自治体ならではの指導・助言を行うべきであると考えます。
4、日本語を母語としない子どもの都立高校進学について 在京外国人枠は少しずつ拡大されてきましたが、2021 年 度現在8校155名です。2021年度は受検者209名・合格138 名・倍率1.51倍です。 都立高校で「在京外国人入試枠」をもつ高校の拡充、枠の 対象者の拡大、入学検査方法の改善、高校の指導体制の充実 等が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。	貴会からの要請も踏まえ昨年は文教委員会で入試方法の改善と指導体制の拡充を求めました。二〇一九年度募集において、竹台高校で五人、南葛飾高校で五人、計十人が、さらに二〇二〇年度は、杉並総合で十五名、府中西で五名、合計二十名の在京枠の拡大があり、一定の改善はみられたもの、さらなる拡充が必要と考えます。 また、在京入試はダイレクトに受験する子も多く、取り下げ、再提出を認めるべきだと思います。期間についても検討すべきです。 また、日本語指導の必要な生徒のいる都立高校への教職員配置を充実すべきです。		在京外国人枠の拡大やルビをふった試験問題 の導入、辞書の持ち込みを可能とするなどの対 応を行っていますが、最も重要なことは入試を 迎える前段階で適切な教育を受けることができ る環境づくりだと考えます。 適切な教育を受けた上で、入試において必要 な配慮をうけることのできる環境整備、また入 学後のサポート体制の強化に取組んでまいりま す。